

第30回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年11月25日（金）午前9時00分より、役場各種委員会室において第30回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 4 番 江 郷 弘

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について**
報告第2号 農地法第3条の3第1項の通知について
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 買入協議の要請について
議案第3号 農用地等のあっせん申出について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 現況証明願いについて

事務局出席者 **事務局長 砂田 隆樹**
事務局主任 森川 真由美

議長 これより、第30回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は11名でございます。
江郷委員におかれましては欠席届が出されております。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 野呂田 委員、9番 上野 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第30回南幌町農業委員会総会は、11月25日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第30回南幌町農業委員会総会は、11月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年10月27日、第29回農業委員会総会を開催した。
11月 9日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。
11月13日、南幌町開拓130年町制施行60周年記念式典が挙行され、各委員出席した。
11月22日、南幌町表彰審議会に会長、会長職務代理者出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。
認定年月日は令和4年11月18日、有効期限は令和9年11月17日までとなっております。
認定番号4の11の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。再認定です。
認定農業者の経営体の総数につきましては、144経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、岩見沢市〇〇町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で33,638㎡他計4筆ございまして、86,946㎡となります。届出をした日ですが、令和4年11月〇〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で825㎡となります。届出をした日ですが、令和4年11月16日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知**についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、

賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を求める。

令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で27,616㎡他計3筆ございまして85,117㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年〇〇月〇〇日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定

により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町町〇町〇丁目〇番〇号、
〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で
9,735㎡なります。

以上でございます。

3 番 議長 3 番

議長 3 番 久保委員

3 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、久保委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、3番 久保委員、5番 南 委員 11番 背尾委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 買入協議の要請について。
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。
令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。
買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,058㎡、他計4筆ございまして87,075㎡となります。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが1件でございます。
経営移譲による使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で3,350㎡他計29筆ございまして433,900㎡となります。申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の農地法第3条調査書により説明い

たします。資料1をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号では借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は借主が年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

3番 議長3番

議長 3番 久保委員

3番 この件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありません

か。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第10** 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和4年11月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が2件でございます。

初めに、所有権移転について説明いたします。

整理番号4の11の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,917㎡他計6筆ございまして85,883㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の11の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32,351㎡他計3筆ございまして49,711㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の11の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,711㎡他計3筆

ございまして79,329㎡となります。価格につきましては、
〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号4の11の1の借り手は、
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、田で
20,709㎡他計2筆ございまして41,460㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間と
なります。

整理番号4の11の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線
西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇
線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で
〇〇〇㎡他計20筆ございまして289,266㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間と
なります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上
でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農用地利用集積計画の決定に
ついては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

議 長 日程第 11 議案第 6 号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。
令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 6 号について説明いたします。現況証明願いにつきましては 1 件でございます。
願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、2, 6 8 7 m²。
公簿地目は畑。現況は農地以外、利用状況は雑種地で、土地の所有者は、〇〇 〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。
以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

9 番 議長 9 番

議 長 9 番 上野委員

9 番 願い出のあった件ですけれども、私と高島委員、山田委員の 3 名で事務局の案内により現地調査を行いました。
現状では、雑種地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が
終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第6号 現況証明願いについては願
い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願
い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

第30回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたした
いと思いたしますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第30回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前9時20分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番